

こども青少年・教育委員会記録
【速報版】

令和8年2月12日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大岩真善和委員長 これより委員会を開会いたします。上着の着用は、御自由に願います。



◎ 市第109号議案の審査、採決

- 大岩真善和委員長 こども青少年局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に対しては、着座のままで結構です。

初めに、市第109号議案を議題に供します。

市第109号議案 横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定

- 大岩真善和委員長 当局の説明を求めます。

- 福嶋こども青少年局長 それでは、市第109号議案、横浜市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年4月から新たに乳児等のための支援給付が創設されます。これに伴い、国から特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても内閣府令を踏まえ条例を新たに制定します。

2、条例案について御説明します。乳児等のための支援給付において、給付費の支給対象事業者となるためには、児童福祉法による市町村の認可とは別に市町村の確認を受ける必要があるため、当該確認に当たって内閣府令で定める基準に従い、または、参酌して運営に関する基準等を定めます。

(1) 条例案の構成ですが、資料に記載の5条例で構成します。

(2) 運営に関する基準ですが、条例第3条において、本市の基準は内閣府令の定める基準による旨を規定いたします。主な内閣府令の内容として、ア、利用定員に関する基準では、特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たり、1月当たりの利用定員を定めることが規定されています。イ、面談では、特定乳児等通園支援事業者は、利用の申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子供及び保護者の心身の状況や子供の養育環境を把握するための面談を行わなければならないことが規定されています。

次のページを御覧ください。

ウ、提供の記録では、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないことが規定されています。

エ、運営規程では、特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないこととされています。(ア)～(エ)には、運営規程で定める主な項目を記載しております。

次に、オ、勤務体制の確保等では、特定乳児等通園支援事業者は、子供に対し適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければな

らないことが規定されています。

カ、利用定員の遵守では、特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない旨が規定されています。

(3) 本市独自の規定ですが、条例第4条に、特定乳児等通園支援事業者は、横浜市暴力団排除条例に定める暴力団や暴力団員等であってはならない旨を規定します。

最後に、3、施行日については、令和8年4月1日です。

御説明は以上でございます。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

- **大岩真善和委員長** ありがとうございます。説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。この誰でも通園制度なのですが、利用者にとってみて本市の一時保育の制度というのは、私は非常に他都市と比較しても充実しているものではないかなというふうに思っています。

一方で、誰でも通園制度ということが始まる、この4月から、4月というか10月ぐらいからですかね、始まるわけですが、そもそもで伺って申し訳ないのですが、こども誰でも通園制度と一時保育、何が違うのか伺います。

- **渡辺保育・教育部長** こども誰でも通園制度につきましては、お子さん自身が例えば園に行き、ほかの子供と触れ合うことで新しい体験を得るとか経験を得るといような子供での視点ということと、あと保護者のいわゆる育児支援という側面があるというふうに考えてございます。

一方で、一時保育につきましては、保護者のリフレッシュとか通院等々そういう場合でお子さんを預けるという形の利用というふうに認識しております。

- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。一時保育であれば、様々な体制の問題であるとか非常に整っているというふうに思っているのが先ほど言ったように評価をしています。

誰でも通園制度について、やっぱり私は今おっしゃったようなことではなくて、やっぱりどちらかという親の立場での制度設計なのかなというふうに見ています。子供の健全な発達の観点から見て、例えば設備運営基準についても、国基準のままを今準用するというお話だったのですが、やっぱり不十分だなというふうに思っています。

様々、いろいろありますけれども、余裕活用型にしては特に増やさなくてもいいことだということですし、一般型についても通常の保育基準よりも引き下がるということなので、本会議場の中でも私たちは述べましたけれども、せめて本市として子供たちのために、せめて国基準に上乗せする考え方はないのかということをお伺いしたのですが改めて伺います。

- **渡辺保育・教育部長** 多分、委員がおっしゃっているのは職員配置の点だというふうに認識しております。職員配置につきましては、こども誰でも通園制度の基準としては、原則として専任での保育士等を配置することを定めているというところで、数人程度の少人数の受入れであっても、安全の確保の観点から複数の職員配置を求めているということで、本市も国に準じているところでございます。

多分、特例として、1人というお話もありましたけれども、特例として定めているのは、保育所等と一体的に運営している場合とか、同一の保育室で通常の保育を行っている保育士による支援を受けることができる場合などに限られていますので、その点で従事する職員が1人だけとなる状況は実際に生じないというふうに認識しているところでございます。

- **古谷靖彦委員** そういった特例のところ、結構やっぱり抜け道になっているのではないかなというふうには思います。

それと、あと監査体制の問題なのですが、保育施設の監査体制は充足しているのかというのをまず伺いたいと思うのですが、局長いかがですか。

- **福嶋こども青少年局長** 監査体制ですが、これから体制については、こども誰でも通園制度については、国から示される基準等を基に体制を組むということになります。通常の保育の、従前の監査の体制で言えば、原則として年1回、特に課題のあった園については毎年行っているわけなのですが、そうでない場合については1年置きにということもありますけれども、いずれにしても体制としては、我々として保育施設が増えているところですが、可能な限り対応できるような形で体制を組んでいるところです。

- **古谷靖彦委員** 今、最後のほうで充足しているのかということについては、可能な限り対応しているところなのだという回答だったので、本当に今保育施設が増えている中で厳しい状況にあるというふうには私は認識をしております。その中で今回こういった新たな事業者が参入してくる際に、様々なやっぱり問題が起こり得る可能性が出てくるのではないかなというふうに思います。その際に、きちんと監査体制が機能するのかどうかというのが非常に大事な視点ではないかというふうに思っている。その点について体制の強化もやっぱり一定検討する必要があるのではないかと思いますけれども、もう一度お願いします。

- **福嶋こども青少年局長** 先ほど答弁を差し上げた部分でもありますが、今後、国から基準等も示されてまいりますので、その状況も踏まえて、あるいは、今年度は給付制度という形ではありませんけれども、実際、モデル的に実施しています。また、来年度また数も増えて実施しますのでそういった状況を見ながら、いずれにしてもお子様あるいは保護者が安心して御利用いただけるような体制を整えていきたいと思っております。

- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。こういったことで、私たちは、こども誰でも通園制度の制度設計そのものがちょっと問題ではないかというふうに思っております。その中で、今はもう聞きませんが、報酬体系等にしても、なかなか安定した運営体制を確保するための報酬体系には、まだまだちょっと足りないのではないかなというふうなことも感じておりますので、この議案については反対の立場を表明したいと思っております。

- **井上さくら委員** 今度の条例制定は、国の制度がスタートするというのでそれに併せての新たな条例の制定ということだと思いますけれども、横浜市としては現年度、令和7年度、それから、6年度も部分的にモデル実施というかやったと思います。これの状況と、それから、そこから見えてきた問題とか課題とかはどんなふうに捉えているのでしょうか。

- **渡辺保育・教育部長** 令和6年度からまず試行実施ということを始めまして、令和6年度は14施設で実施しております。登録者数としては60人、延べ利用人数としては604の方が利用したという形でございます。令和7年度、今年度につきましては、現時点では今36施設でございます。12月までの利用実績になりますけれども、12月まで31施設でしたので31施設で登録の方が200人、延べ利用人数は2288人という状況でございます。

事業者のほう等と少し話を、意見交換をさせていただく中では、やはり今の国の基準の中では、利用がない場合の職員配置等々をしないといけないというようなお話もありまして、今、横浜市独自で定額のものをお出ししているところはありますけれども、引き続き国に対しては基礎的な部分の補助制度の創設等々を求

めていきたいというふうに考えているところでございます。

- **井上さくら委員** 今1つだけ課題というか挙げていただいた、利用者がどれぐらいのタイミングで、どれだけ定員を設けていても来るのか来ないのか分からないわけですよね。何か全国統一のシステムでスマホからマッチングというか希望者と、それから、利用枠とでマッチングするみたいな話になっていますから、実際に設けて人員配置していても来るか分からないと、だからその分について横浜市としては少しだけでも定額の分を乗せると。これは、でも今の条例上はそういうものが反映されているわけじゃなくて、要綱というか、どういうことで、この条例にはそういうのは書いていないですよね。
- **渡辺保育・教育部長** おっしゃるとおりでございます。別に基準額等々は国で決められていますので条例等では記載はされておられません。
- **井上さくら委員** つまりどういう課題があるのかというのは、今は条例上見えるのは国の基準にのっとってやると、それから、要綱とか運営とかでやりますよということで、なかなか議会としてチェックできないなという感じがするのですけれども、6年度、7年度やっつの課題というのは、今1つおっしゃいましたけれども、実際に利用者とか事業者への聞き取りなり意見集約なりというのはやったのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 意見集約というやり方はしていませんが、実際にやっている事業者さんとの少し状況等をお伺いする中で課題等々を把握しているところでございます。
- **井上さくら委員** この問題は、6年度、7年度の先行的な試行実施に関して、議会でのやり取りなどを振り返ってみると、市長が令和6年度には利用者や事業者の皆様からの声を聞きながら、施設ごとに課題を検証するというふうに言っているのです、施設ごとに課題を検証すると。それから、昨年もし事業者や利用者の皆様の御意見をお聞きしながら安心して御利用いただける事業とするというふうに言っています。実際に、要するに、施設ごとの課題の検証というのはやったのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 施設全体としての傾向としては、やはり定額的な基礎となる部分の補助制度の創設などは伺っていますけれども、例えば幼稚園の団体さんとかとは話をする中で、実際に幼稚園は2歳のお子さんを預かっていないようなところが、急に誰でも通園制度等については実施するのはなかなか難しいのではないかなというようなお声も伺っている中で、本市では幼稚園のところについては、2歳児で、かつ、プレ保育や2歳児の受入れを限定している保育というところについて、事業者を募集しているというような形を取ってございます。
そういう点では、それぞれの事業のお話を聞きながら、実施の主体、実施の受け入れる体制等々は検討させて進めさせていただいているところでございます。
- **井上さくら委員** 伺ったところ、こども誰でも通園制度に関して様々な団体から要望をいただいていると。それを見ますと、例えばさっきも職員配置の問題がありましたけれども、人数の問題と併せて、国の基準では職員の半数が無資格でもいいと、半分は保育士でなきゃいけないと、しかし、逆に言うと半分は無資格でもいいというのが国の基準だというふうに承知していますが、この点も改善をいろんな団体が求めています。結局、これは横浜市として改善されるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 国全体の中で事業実施主体につきましては、私どものやっている認可保育所や幼稚園、いわゆる小規模保育事業などの地域型保育事業だけでなく、例えば国が進めています企業主導型保育事業ですとか認可外保育事業なども対象として行うこととしております。その中で国が一律として基準を決めているというところがございますので、その中では、今のところ本市独自で上乗せするということは考

えてございません。

- **井上さくら委員** そうすると、やっぱり半分为保育士さんではない無資格の人が見るということで、しかも初めて来るお子さんだったりとか、特に事故の発生というのが、やはり特に0・1・2歳児ですから乳幼児ですので、これまでのきちんというか、ある程度安定して定期で長期で見るとしても、預かり始めというのが非常に事故が多いというふう現場の方から伺いました。そういうリスクの高いケースをお預かりするに当たって、半分無資格でもいいというのは問題じゃないのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 半数以上を保育士等とすることとしておりますけれども、残りの人数の方につきましても、子育て支援員の研修等々必要な研修を受けた方という方になってございます。その点では、逆に言うと、何も無い資格の方がそのまま行けるような仕組みにはなってございません。例えば私どものほうで今乳幼児一時預かり事業施設ということで一時預かりの専門の施設等々を行っていますけれども、そこについても保育士等に加えて、いわゆる子育て支援員等が入って一緒にやっているという状況はございます。
- **井上さくら委員** 団体からの要望では、今の研修は受けるという話だったのだけれども、要するに国家資格としての保育士さんではなくてよいということになっている問題の改善の求めもありますし、それから、実施主体の話ですね。今ありましたけれども、やっぱり企業型や、あるいは、様々な団体、保育園や幼稚園とか今までの経験のない事業者が参入してくるということについての危険という、安全面からどうなのかという御意見も見ました。

そして、利用方法です。今までは、横浜市のモデル実施だから横浜市内の事業者でやってきたけれども、新年度から国の事業というか国のシステムでやるということで、市外、県外の事業者も利用できるということになりますね。横浜市民の保護者が別、お隣であったり、あるいは、勤め先であったりそういうところでの事業者を利用することも可能になると。あっち使ってこっち使ってということができるといふこと。そのことについて、やっぱりお子さんの側から見たときに、全然知らないところに預けられるということのやっぱり子供の側の精神的な負担とか、現場ももちろんそうだし、あると思うのですよ。それは、やっぱり横浜市としてモデル実施をやってきたことと大分変わってくると思うのですね。そここのところは、市としての課題感を持っていないのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 1つ、事業者の参入という点では、先ほども御答弁させていただいたとおり、国のほうでは様々な事業者を想定しているところですが、来年度以降、本市が事業募集を行う際には、低年齢児を対象とした預かり事業等の実績を審査基準に引き続き盛り込む方向でございます。いわゆる適切な保育とか教育経験を有する事業者が現に運営している保育教育施設の中で実施するということで、少しそういう審査基準を設けることで、経験のない事業者の参入を事実上防ぐことなども今検討しているところではございます。
- **井上さくら委員** 今、だから、それはじゃあ横浜市としてそういうふうにしていただくのはよいと思います。一方で、このシステムは、横浜市の事業者だけではなくて、横浜市民の方がほかの自治体の基準で認可され、認可と言わないのかな、確認されたところを使えるわけですね。そのことの、子供と、それから、現場にとっての負担の問題、そこについての課題感はどうですか。
- **渡辺保育・教育部長** 保育士の実際の運営の負担とかそういうお声は聞いていますので、その部分については引き続き国のほうには要望していきたいというふう考えてございます。
- **井上さくら委員** 今の、だから、結局、国への要望だといつどうなるか分からないし、それから、参入の

ことについて、横浜市としては経験のない事業者が参入することのないように基準を設けるという話だったけれども、それは横浜市の事業者しか横浜市民が使わないならそれでいいけれども、全国统一というかどこで使ってもいいですよということになると、横浜市の言ってみれば基準とは違う事業者を横浜市民の方が利用されるということも想定されるわけです。そうすると、審査基準の問題というのは非常に穴があるということになるし、それから、そういうふうにご利用というのですか、そういうことについての、今、保育士の負担の問題を国には改善を求めるといってお話だったけれども、システムそのものにやっぱり相当問題があるのではないかなというふうに思います。

見たところ、先ほど横浜市はモデル実施、先行の実施に関して聞き取りはしているけれども特に意見集約はしていないというお話でしたけれども、千葉市のを見ましたら、千葉市が令和6年度こども誰でも通園制度試行的事業の検証結果報告書というのを公表されていて、非常にちゃんとアンケートを、利用者にも、それから、保育従事者にもアンケートを取っていて、その中では、やっぱり保育従事者の方が1対1対応が必要で職員が足りない、泣きやまない子への対応で通常保育が手薄になる、行事の実施、それから、慣れずに泣き続ける子が多く心身の負担が大きい、それから、在園のところに誰でも通園制度の子と一緒に来るといことになると、結局、在園児の保育内容が変更になったりそちらに負担が来るということが大分出ています。それから、給食とかおやつとかを提供する場合にも、泣いてしまって水分が取れないケースが目立つというような問題も書かれています。

そうすると、やっぱりあまりにも課題が大きいのではないかと。そのことに対する対応を、まず現場の声をもっとちゃんと捉えて、きちんと手当てをするというのがまず先じゃないかなと。その辺はどうでしょうか。

- **渡辺保育・教育部長** 私どもとしても、毎年の事業者の募集の説明会等々では意見を伺っているところではございます。千葉市と多分違うのは、私どものほうでは一時保育事業が多分、横浜市はかなり充実しているところになりますので、実際には誰でも通園制度と一時保育を組み合わせて長時間お預かりする中で、今までの一時保育の経験等を生かしてやっているというようなお声も伺っておるところでございます。実際の活用とか、誰でも通園制度自体は今2時間程度の形で、定期で例えば毎週何曜日に2時間程度やるような形という形を取っているところが多いので、そういうような具体的な活用としてうまくいっている事例は、今後、事業者の説明の際にも丁寧に説明することで、現場の負担感のないようなやり方については周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。
- **井上さくら委員** 私も、今、実際に保育園に入れるには就業の条件とかいろいろあって、やはりそれが壁になってなかなか孤立感を抱えていたりとか、やっぱり保育のプロの方と交流したりすることの意味は大変大きいと思うのです。なので、今保育園に入っていないお子さんや保護者さんが保育園の、特に保育士さんと、きちんとプロの方と交流をしたり地域の方と顔を合わせられる場所ができるというのは必要なことだし、もっと進めるべきだと思いますけれども、現状、国が進めている誰でも通園制度はかなり無理があつて、現場の改善が進んでいないのに先にシステムのほうがわっと始まっちゃうということで、これはやっぱり子供の命とか安全性の問題とか、それから、特に0・1・2歳児なので、非常に配慮や様々なケアが必要なお子さんたちに対してあまりにも早急じゃないかというふうに思いますので、これについては、特に国の誰でも通園制度を前提にした条例制定ですので反対いたします。
- **大岩真善和委員長** それではよろしいですか。他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** それでは採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大岩真善和委員長** 挙手多数。

よって、市第109号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第112号議案の審査、採決

- **大岩真善和委員長** 次に、市第112号議案を議題に供します。

市第112号議案 横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

- **大岩真善和委員長** 当局の説明を求めます。

- **福嶋こども青少年局長** 市第112号議案、横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について御説明をいたします。お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。内閣府令の改正に併せ、横浜市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正します。

2、改正の概要について御説明いたします。乳児等通園支援事業者は、条例第16条に基づき、同条各号に定められた運営についての重要事項に関する規定を定める必要があります。これまで乳児及び幼児の区分ごとの利用定員を定めることとされていたものが、一部改正府令により単に利用定員を定めれば足りるように改正されたことを受け本市においても同様の改正を行います。

3、施行日は、令和8年4月1日です。

御説明は、以上でございます。御審査よろしくお願ひいたします。

- **大岩真善和委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。

- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。これも誰通の制度の引き続きというところなのですが、これは今まで乳児・幼児の区分ごとに定員が分かれていたのはなぜですか。

- **飯田保育対策等担当部長** 年齢によって職員の配置ですとか面積の基準が違いますので、その実情に応じて施設側で受入れ体制を確保するというのを、柔軟にするためにこういった年齢区分で確認をしていました。

- **古谷靖彦委員** 今そういうふうには、まさに子供の立場もそうだし働き方もそうですけれども、そういった形で分けていたわけですね。分けていたものをこのたび誰でも通園制度については、こういうふうには区分は分けないということについてちょっとやっぱり、先ほども言ったのですけれども、誰でも通園制度が子供のための制度とはちょっと思えない中身だなというふうには私は思っていますので、よい方向に変わったとはとても思えませんので、そういう立場で反対を表明したいと思います。

- **柏原すぐる委員** 御説明ありがとうございます。誰でも通園制度なのですけれども、一応、私の記憶です

と、2022年頃にNPO法人さんが全国でいろんな調査をする中で、特に無園児いわゆる保育園とか幼稚園に変わっていない子供たちの御家庭の、特に孤独感が保育園に行っているような御家庭よりも多いというような結果もあり、かつ、子供たちの数が減っている中で保育園の運営というような面で空きが出るのであれば、そのマッチングをしたらいいのではないかなというような、何か政策提案がきっかけにも1つなったかなというふうに記憶をしております。

その上で今回対象人数の話なので確認したいのですが、今回の国の制度で、かつ、国費が大分入るので使わない手はないかなというのが各基礎自治体の立場なのかなと思いますけれども、どれくらいの利用者人数の想定をされているのか、多分、対象者が分母であって、あとはどれくらい実際に使うかというのがあると思うのですが、そのあたりを教えてもらえますでしょうか。

- **渡辺保育・教育部長** 委員御指摘のとおり、対象が在宅でいわゆる保育所等に通っていない方の0歳6か月～2歳児までという形になりますので、今年度でいきますと約2万2000人ぐらいが対象になるというふうに考えてございます。
- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。この2万2000人ぐらいが対象で、そのうち今回の国の制度でカバーし得るニーズというものは、横浜市に今一時保育がある中で、国の制度を活用することで拾える家庭の孤独なのか、何かそういったものというのはどんなふうに捉えているのか、今年度これまでの運用の実績も踏まえて教えてください。
- **渡辺保育・教育部長** 実際には、まだ延べでもまだまだ少ないというところですので、第3期の子ども・子育て支援の計画上は、要は、11年度で在宅の方が全て10時間使うというような設定でのニーズ量とはしておりますが、今後、今、施設が増える中で保護者がどれくらい使うかとか利用がどれくらい使うかみたいな、実際に保護者の方がどれくらい使うかというところを見ながら少しニーズのほうは、利用のニーズについては深掘りしたいというふうに考えてございます。
- **柏原すぐる委員** 分かりました。今後の検討だと思いますけれども、いろいろ全国では10時間では少ないという声もありますように、しっかりとニーズのある御家庭に届くような制度設計に、場合によってはちょっと予算措置も要るかもしれませんけれども、引き続き検討をお願いしたいと思います。
- **井上さくら委員** 112号議案は、現在ある条例の一部改正ということで、つまり7年度に、現年度に行うために試行実施と言いながら条例をつくって行ってきた、横浜市の事業として行ってきたということのために既存の条例をつくったということですか。
- **渡辺保育・教育部長** 令和8年度からの本格実施の前に令和7年度、今年度になりますけれども、いわゆる地域子ども・子育て支援事業のほうに位置づけられております。国のほうで基準を決めたということがあって、今年度、要は、今回の今お諮りしている議案について条例を制定させていただいたということでございます。

今回、国のほうで定員部分について改正があったので、私どものほうも条例を改正するものでございます。

- **井上さくら委員** 繰り返しませんけれども、先ほどの誰でも通園制度の国の本格実施自体に大変課題があるというふうに思いますので、それに連動しての改正なので反対します。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございました。今回、改正で利用定員の考え方が緩和されるという感じですね。施設のほうは、この改正によって登録しやすくなるという見込みなのかどうか教えてください。
- **飯田保育対策等担当部長** 定員区分がなくなることで、どの年齢のお子さんが来ても受け入れることがで

きるようになるという、柔軟なそういった受入れができるということはありますけれども、一方で、事業者側にとっては、例えば、一番、面積基準ですとか保育士の配置基準が厳しい0歳児が来る想定で、面積ですとか保育士を配置しなきゃいけなくなりますので、その部分については負担が大きくなるかなと考えています。

- **藤崎浩太郎委員** 制度ができて利用してもらうにも利用園が増えないと、近くにないとなかなか使いづらいことがあると思います。先ほど、令和7年度で現在36施設あるということですが、来年度以降の見込みについてまず教えてください。
- **渡辺保育・教育部長** 来年度は、97施設まで増やす予定でございます。計画上では、令和11年度は302施設を目指すというものでございます。
- **藤崎浩太郎委員** 302まで行かせたいということで、今は多分手挙げでやっただけではないはずなのですけれども、これまでの36施設、もしくは、97施設の登録されている施設に何か傾向とかがあるのですか、こういう施設が登録をしとてくださっているとか。別に、傾向がなければいいと思うのですけれども。
- **渡辺保育・教育部長** 今36施設ございますけれども、一番多いのは保育所や認定こども園で、次が幼稚園というような形になってございます。地域によっては、なかなか認可保育所のほうのいわゆる保育所としての利用がやはりかなりパンパンというか、定員外でも受け入れていただいているというところがあって、区によっては受入れが難しいというところがありますので、その部分は、今、公立保育所が行うことで少なくとも全区で今行っているというような状況でございます。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。本当、場合によっては今年度やっただけでも来年度はやめるとか、そういう面も出てくるのかどうなのかちょっとそこも教えてください。
- **渡辺保育・教育部長** 令和6年度14施設ありましたけれども、今年度、そのうちの13施設が今続いていたいて、1施設のみ、やはりなかなか人員体制が厳しいということでおやめになっているようなところはございます。引き続き、事業者のほうも、ただ、実際にやってみて、いわゆる子供さんの育ちにつながっているというような実感等々も持っていたいただいているところがございまして、継続して続けていただけるように私どもも様々な情報提供はしたいというふうに考えてございます。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。要望ですけれども、先ほど来、子供のためになっているかどうかという御意見等もあったと思いますが、いずれにせよ、これは施設が増えないと、しかも園に行き慣れていない人たちがたまに使おうと思うとか、月に10時間使おうというときにやっぱりアクセスしづらいと、そもそもやっぱり利用のしようもないというケースも出ると思うので、子供のため、保護者のため、とにかく施設のほうが取り組みやすい環境を、これから調査とかをしながらやっていただけたらいいのかなと思いますので、その点は要望しておきます。
- **福島直子委員** 細かいところ恐縮ですけれども、この実施園については、日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならないと、また、事業の運営については重要事項に関する規定を定めておかなければならないということが書いてありますけれども、これにつきましては、標準書式というのか、きちんとした共通認識が進められるような準備は進んでいるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 国から標準的なものは示されておりますので、それを基に各事業者のほうには周知させていただければというふうに考えております。

市のほうで今ひな形を用意する形で、しっかりとそこは統一させてやらせていただきます。国のほうでは、

ひな形がないということでございます。

- **福島直子委員** 承知しました。ぜひそういう共通の認識で、先ほども意見がありましたけれども、今、現状36園を拝見すると、やっぱり区によってばらつきがかなりあるということで、私の中区なんかは1園しか、幼稚園しかなくて、使うと言っても行けないというのが現実かと思います。この法律をつくった趣旨をやはりもう一度皆さんにもよく理解していただいて、利用できるような環境を整えていただく方向で私はお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

- **大岩真善和委員長** それでは、他に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** それでは採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

- **大岩真善和委員長** 挙手多数。

よって、市第112号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 市第113号議案の審査、採決

- **大岩真善和委員長** 次に、市第113号議案を議題に供します。

市第113号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

- **大岩真善和委員長** 当局の説明を求めます。

- **福嶋こども青少年局長** 市第113号議案、横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

1、趣旨ですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和7年10月23日に公布されました。これに伴い、関連する条例の一部を改正いたします。

2、改正の概要について御説明します。

(1) 一時保護施設等職員の任用要件へのこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者の追加についてですが、内閣府令の改正により一時保護施設等における支援体制の強化のため、一時保護施設に配置される児童指導員等の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されたことに伴い改正します。

対象条例は、横浜市一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例です。

対象施設は、一時保護施設、乳児院、児童養護施設等です。

(2) 児童自立支援専門員等の任用要件の見直しについてですが、内閣府令の改正により、児童自立支援

施設における支援体制の強化のため、児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員等の任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者が追加されたことに伴い改正します。

対象条例は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例です。

対象施設は、自立支援施設です。

3、施行期日については、令和8年3月1日です。

御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

- **大岩真善和委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。この改正については、どちらの改正も専門性をより向上させようという中身ですので賛成したいと思いますが、ちょっと伺います。対象の施設のところが、例えばこども家庭ソーシャルワーカーの資格の方が一時保護所、保護施設であるとか乳児院であるとか、こういうところの施設が、よりこども家庭ソーシャルワーカーを採用したいと思えるようなインセンティブがなければ、なかなか進んでいかないものだと、専門性を向上させるのだと新たな制度をつくったのですけれどもいかなと思うのですけれども、その点はいかがですか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 御質問ありがとうございます。7年度から国の制度等を活用して、職員の研修受講費を補助することも家庭ソーシャルワーカーの取得促進事業というのをやっておりまして、そちらのほうで例えば民間施設に関しては、研修受講期間中の代替職員の配置費用なども併せて補助をしたりというようなことをしております。
こういったことも踏まえながら、取得を促進する取組を今後も検討して進めていきたいと思っております。
- **古谷靖彦委員** 取得促進、もちろんその入り口のところは結構なのですけれども、こども家庭ソーシャルワーカーさんをより多く採用しなければならないなど、施設側が思えるようなインセンティブというのですか、お願いします。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 民間の施設に関しては、資格取得者を配置している場合の月2万円の加算というのもございます。
- **古谷靖彦委員** それは、多いのか少ないのかというのはちょっと分かりませんが、それで促進されるのかというのは若干疑問です。それでもう1つ伺いますが、そもそも本市はどのような採用方針を持っていますか。どのぐらいの人数であるとか、どのぐらい確保していこうとかという本市の施設についてお願いします。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 本市に関しましては、社会福祉職としての採用という形になりますので、その中でこども家庭ソーシャルワーカーを持っている方がその中に含まれるかどうかという形もあるかと思いますが、併せて本市の児童相談所においても、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進事業を令和7年度から始めておりまして、今いらっしゃる方の中で受けていただくということを今後も進めていく予定です。
- **古谷靖彦委員** 非常に何か受け身な感じがするのですけれども、せっかく新たな制度で子供家庭福祉の実務者の専門性を向上させようじゃないかというのが国の発想だと思うのですけれども、その制度にやっぱり横浜市自身がこういうふうコミットしていこうとかという、やっぱり方針を持つべきだと思うのですが、局長いかがですか。
- **福嶋こども青少年局長** この資格は、非常に有用な資格だというふうに認識しています。そういう意味では、児相の職員も専門性を有しているというところはありますが、一方で、さらに児相の職員であっても

100時間のさらに研修を積んでということ、さらに磨きがかかるというところはあると思いますので、今後どれぐらいの数といったところはしっかり考えていく必要はあると思いますが、職員に対しても取得に向けてといったところではしっかり考えていきたいと思います。

○ **古谷靖彦委員** せっかくできたよい制度ですので、しっかり本市自身が旗を振っていただきたいというふうに思いますのでぜひお願いしたいと思います。

○ **井上さくら委員** こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するという、より専門性のある方を増やしていこうと。やっぱりお子さんや家庭の事情、それから、その背景、社会的な非常に経済的な困難さとかとても複雑な背景があって、そこにきちんと対応できるような職員を増やすというのは大変なことだというふうに思うのです。

実際、そうすると、今資格を有する者というのが、実際に資格ができたのが令和6年でしたか、そんなにたっていないということもあるでしょうけれども、実際にどれぐらい本市では、本市の施設で働いている方がいるのですか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 第1回の試験が令和7年3月に実施されたというところなのですが、本市の施設の中で実際に何人いるかというのは把握できていません。ただ、本市の中で、今7年度の我々のほうのこども家庭ソーシャルワーカーの取得促進事業を申請された方というのは数が出ておまして、今、12月現在なのですが、今、12月現在なのですが、児童養護施設で3名、それから、児童相談所で2名の方が申請をしておられるという状況です。まだ試験が全部終わっている状況ではないので、もしかしたら今後増えるかもしれません。

○ **井上さくら委員** そもそも有資格者がどれだけいるのかを把握していないというのは、ちょっと残念だなと思うのです。せっかくできた資格だから、もちろん人数はそんなに多くはないかもしれないけれども、しっかり把握していただいて、その方たちがより能力を発揮できるようにしてもらいたいと思います。

促進事業の申請者が今5人とおっしゃったということは、促進事業の申請者というのは、ごめんなさい、促進事業の申請をしているということは、まだ資格は持っていないってことなのですか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** そのとおりでございます。研修を受けたということでの申請という形になります。

○ **井上さくら委員** これが今は5人ということで、ぜひ合格してもらいたいなと思いますけれども、研修をもっと受けやすいように、先ほど民間の事業者には月2万円の加算があるというお話でしたけれども、本市では、もちろん事業費でお金を出すわけじゃないから、でも横浜市の施設、児童相談所とかも含めて、そういうところでよりこの資格を取ってもらいやすく、取ろうとするにはどうしたらいいと思われているのでしょうか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 先ほど申し上げましたように、研修受講費の助成というのはやっておりますが、そのほかにもやはり100時間の研修を受けていただくということで、その研修に出やすくなるという職場の風土づくりというのは必要なものだと思っております。

○ **井上さくら委員** ぜひそれは、風土と、それから、結局、人手が必要ですよ。100時間も外に行って研修を受けなきゃいけないということは、その間、別の方がカバーできないと受けられないわけだから、実際、そうすると、今も非常に厳しい人員配置だと思いますので、プラスアルファで、余裕とまではいかないかもしれないけれども、ちゃんとその研修に出た後もカバーできる体制をつくって促進していただきたいと思

ます。

- **福島直子委員** 条例の改正議案書を拝見しますと、27条と28条のところで社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者という現行の条文にあるこの資格を削るとありまして、56条第2項の中の社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者も削るのですけれども、先ほどの御説明でこの条例改正の趣旨は、精神福祉士の資格を有する者が任用要件に加えられたので、調整というのですか条件を見直して整理をしていくという改正なのですよという御説明がありましたけれども、より資格取得が難しそうな社会福祉士や精神保健福祉士を持っている方が今まで就いていたとかその役務を削って、そして、こども家庭ソーシャルワーカーに置き換えるというのか、その辺の今回の法改正や条例改正の考え方というのは、もう1回説明をしていただきたいなと思ったのですけれども。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 今回の改正は、社会福祉士や精神保健福祉士等に追加してこども家庭ソーシャルワーカーを要件として加えるというものでございます。社会福祉士や精神保健福祉士というのは、必ずしもその資格を取るに当たって子供分野に特化した学習とか研修等を行うわけではないということで、子供分野にさらに専門的なこども家庭ソーシャルワーカーということで、専門性を向上させるという意味での追加というふうに捉えていただければと思います。
- **福島直子委員** では、こういった別の分野というか大人も含めた、大きなくりの専門性をお持ちの職員の方を必須としていた定めをなくすことは、マイナスにはならないと、全体として向上するという前提でよろしいですね。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** ごめんなさい。私の説明が悪かったかもしれませんが、社会福祉士、精神保健福祉士は、そのままあるのです。それに加えてこども家庭ソーシャルワーカーを任用要件とするということになりますので、社会福祉士だけの方ももちろん任用はできるのですけれども、それに加えてこども家庭ソーシャルワーカーというのも任用要件とするということになります。
- **福島直子委員** 条文の整理の中でそういうことで理解をいたします。分かりました。結構です。分かりました。
- **大岩真善和委員長** それではよろしいですか。それでは、他に御発言もないようですので本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大岩真善和委員長** それでは採決いたします。
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大岩真善和委員長** 御異議ないものと認めし、市第113号議案については原案可決といたします。

◇

◎ 市第137号議案（関係部分）の審査、採決

- **大岩真善和委員長** 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- **大岩真善和委員長** 当局の説明を求めます。

○ 福嶋子ども青少年局長 市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算、第7号の子ども青少年局関係部分について、お手元に配付しております資料に沿って御説明いたします。

まず、1、総括表ですが、子ども青少年費について87億591万8000円の増額補正を行います。

次に、2、一般会計歳入歳出予算補正の(1)事業の執行見込みに合わせた整理補正について、ア、事業費の増額補正の1、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業ですが、1億1547万5000円増額します。これは、安定的な事業運営を継続して提供できるよう物品購入費等に対する支援の実施に伴い増額するものです。

2、児童福祉施設等支援事業については、5728万5000円増額します。これは、県の令和7年度12月補正予算に併せ光熱費等の高騰に対する支援の実施に伴い増額するものです。

3、青少年関係施設改修事業ですが、8157万1000円増額します。これは、青少年交流センター解体工事の工程変更等に伴い増額するものです。

2ページを御覧ください。

4、施設型給付費ですが、51億3591万1000円増額します。これは、令和7年人事院勧告を踏まえた公定価格の改定による保育士等の処遇改善の実施に伴い増額とするものです。

5、保育教育施設向上支援費については、5億1498万3000円増額します。これは、令和7年人事院勧告を踏まえた公定価格の改定による保育士等の処遇改善の実施に伴い増額とするものです。

6、児童措置費等事業については、1億3110万2000円増額します。これは、令和7年人事院勧告を踏まえた保護単価の改定による施設職員の処遇改善の実施に伴い増額とするものです。

7、障害児通所支援事業ですが、23億5090万7000円増額します。これは、利用回数の増等に伴い増額するものです。

8、虐待・思春期問題情報研修センター運営費ですが、1億8000万円増額いたします。これは、国の要綱改正に伴うデータ移行調査実施に係る運営費補助額の増に伴い増額するものです。

9、児童手当支給事業については、13億822万2000円増額します。これは、対象児童数が当初見込みを上回ったことに伴い増額するものです。

3ページを御覧ください。

10、職員人件費ですが、3億7122万3000円増額します。これは、給与改定に伴い増額とするものです。

次に、イ、事業費の減額補正等の1、横浜子育てサポートシステム事業ですが、2652万1000円減額します。これは補助対象事業費の減に伴い減額するものです。

2、保育教育認定事務費については、1億7825万4000円減額します。これは、システム改修に係る業務委託費等の減に伴い減額するものです。

3、保育所賃借料補助事業ですが、2667万8000円減額します。これは、補助対象事業費の減に伴い減額するものです。

4、放課後キッズクラブ事業ですが、1000万円減額します。これはアクセスポイント設置業務委託費の減に伴い減額するものです。

5、放課後児童サポート事業については、7038万2000円減額します。これは、昼食提供事業業務委託費等の減に伴い減額するものです。

4ページを御覧ください。

6、保育所等整備事業ですが、1380万3000円減額します。これは、補助対象事業費の減に伴い減額とするものです。

7、出産費用助成事業ですが、3億8937万6000円減額します。これは、対象者数が当初見込みを下回ったことに伴い減額するものです。

8、妊婦のための支援給付事業については、2億4200万円減額します。これは、対象者数が当初見込みを下回ったことに伴い減額するものです。

9、妊婦・産婦健康診査事業については、6620万円減額します。これは、対象者数が当初見込みを下回ったことに伴い減額するものです。

10、乳幼児健康診査事業ですが、6452万8000円減額します。これは、人材派遣に係る業務委託費等の減に伴い減額するものです。

11、児童扶養手当支給事業については、3億441万2000円減額します。これは、支給実績の減に伴い減額するものです。

12、公立児童福祉施設整備事業ですが、1億4860万7000円減額します。これは、工事費の減に伴い減額するものです。

13、小学校建て替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業については、国庫補助事業の認証減に伴い、財源を更正するものです。

5ページを御覧ください。

最後に、3番の繰越明許費補正について、(1)一般会計ですが、1、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業について1億2000万円、2、保育所等整備事業について5億100万円、3、児童福祉施設等支援事業について5800万円、4、虐待・思春期問題情報研修センター運営費について、1億8000万円、それぞれ繰越明許費を設定します。繰越し理由については、資料に記載のとおりでございます。

御説明は、以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

- **大岩真善和委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **古谷靖彦委員** ありがとうございます。幾つか伺います。児童福祉施設の支援事業で増額補正されているところなのですが、光熱費の高騰等ということで、これは実態に合わせて支援されたということなのかなというふうに思っているのですが、そもそも光熱費の高騰の状況、児童福祉施設のそういった状況については把握されているのかどうか伺います。
- **白井総務部長** 物価高騰の状況につきましては、今年度、今年については、特に食品等をはじめとして著しい高騰率になっております。そういったところから、各施設からもなかなか厳しい状況というような声は伺っているところでございます。
- **古谷靖彦委員** そうすると、施設ごとにこんなに苦しいのだと、こんなに足りていない、こんなに前年に増え比べて増えたのだとかという状況はつかんでいないということではないのですか。
- **福嶋こども青少年局長** 各施設ごとに個別にということ、しておりません。それぞれ分野ごとに事業者さんの関係団体等がございますので、伺ってという中で厳しい状況については伺っているところです。
- **古谷靖彦委員** これは、本当に厳しいと思うのですよ、公定価格で。でも私たちは常々公定価格のところはちゃんと見回していただきねというお話をしているのですけれども、これは施設ごとでやっぱりどれだけ厳しい状況なのかということ、つかむ必要ないですか、局長。

○ **福嶋こども青少年局長** 我々としまでも、国もちろんそうですが、我々として個別の事業者さんごとに話を聞くといったことまではできておりませんが、我々として対応できる部分については、来年度予算も含めてですけれども今回の補正もそうですが、全市的な考え方の下、進めているところはあります。今後も厳しい状況というのは続いていくことも想定されますので、またその辺は丁寧にお話、御意見も伺いながら必要な対応については検討していきたいと思えます。

○ **古谷靖彦委員** これは、こういうことも含めて、多分、国に対しても様々な申入れもされていると思うのです。されている際に、やっぱり、今の横浜市のこういう施設についてはこういった状況なのだとことをやっぱり突きつけないと、全然論拠がない中で物価高騰なのですよと言われても、それじゃちょっと迫力も出ないし、具体的な話にならないと思うのです。なので、これ以上繰り返しませんけれども、実態は必ずつかんでいただきたいというふうに思えます。

もう1つ。処遇の改善が幾つか出されていて、これは人事院勧告を踏まえたというところでもあります。ちょっと伺うのですが、ここで保育施設と児童措置費事業の施設ですかね、児童養護施設等の職員処遇の改善ですか。それぞれ人事院勧告に基づいた金額が個人に手渡っているのかというのが非常に心配なのですが、どういう確認をされていますか。手渡するような確認というのは、保育施設と、もう1つで分けてお答えください。

○ **渡辺保育・教育部長** 保育施設につきましては、国のほうでもいわゆる人事院勧告分のプラスが確実に職員に渡るところを確認しろというところがございますので、例えば令和6年度に公定価格が上がった分につきましては、令和7年度分に事業者から実際の賃金からどれくらい増えたかということ、職員一人一人がどういう状況だったかを提出をいただいているというところがございます。その部分について、職員からも確認したという証明をもらって確認しているところでございます。

○ **古谷靖彦委員** その後でお答えください。保育のところ、そうされていること自体は大分丁寧にはされていると思うのですが、一方で全く処遇の改善がされていないところも実は聞くのです。事業所によっては、先ほど言ったように一人一人から上がっているということを確認していますみたいな、印鑑を押していますみたいな、サインを書いていますみたいなことも聞くのですけれども、それが本当に渡っているのかというのがちょっと怪しいところもあるなというふうに思っていますので、それは分かっているのかと思いますので、それは、ぜひ、必ず、どういった形でやれば本人に手渡るようになっていくのかということは、もうちょっと工夫もいただきたいと思えます。

もう1つの施設をお願いします。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 児童措置費等につきましては、様々な施設種別ですとか様々な職種が施設によって配置が違うということもありまして、1人当たりの賃金上昇額が固定しているわけではないというところがございます、施設ごとに実績報告時に処遇改善の額であるとか、実施時期であるとか処遇改善を行った給与項目を報告書等で施設単位で確認をさせていただいております。

それから、監査であるとか日々の指導の中で人件費の改定について周知をさせていただいている状況です。

○ **古谷靖彦委員** 保育士のようなことができないのでしょうか。

○ **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 例えばですけれども、施設によっては、その処遇改善の中で一定の職員の範囲に対する処遇改善、職種を絞ってであるとか、あと例えばその中から宿舎に対する補助を行ったりというような、福利厚生に回したりというようなことをされているところもあるという

ことで、そこを必ずしも1人当たりになんというような形になっていないというところの状況がございます。

- **古谷靖彦委員** ということなのですね。だからそこは、本来であれば児童養護施設等の職員の処遇改善というのが月1万円の引上げであるということが、多分出されていると思うのです。それがそういう形ではなくて、事業所に手渡った時点で若干いろいろ差配されてしまうということなので、そこはどうやったらここで従事されている方々にちゃんと手渡すのかということは、考えるべきだと思うのですがいかがですか。
- **秋野子ども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 我々も先ほど申し上げたように、改めて監査であるとか、あと日々の指導の中で施設の皆さんにはそういう趣旨も含めてお伝えは引き続きしていく予定です。
- **古谷靖彦委員** はい。これは、局長ね、なかなか障害の分野の職員の体制なども恐らくあると思うのです。こういうことまで、保育の分野は一定人員がいるのか足りているかどうか知りませんが、そういう事業には恐らく障害の分野はなっていないというところでなかなか苦しいと思うのですけれども、これは本当にこれからの本市の児童養護施設等の職員さんにちゃんと育ててもらって、ちゃんと抱えてもらうためには、やっぱりこれは必ず必要な改善ではないかなというふうに思うのですよ。局長、いかがですか。
- **福嶋子ども青少年局長** なかなかそれぞれの施設、厳しい状況の中で運営していただいていると私も承知しております。一方で、なかなかの処遇改善が進まなかったり、あるいは、処遇改善が行われてもどこまで行き届いているかといったところが完全に確認することが、制度設計上難しいところもあるとは思いますが。とはいえ、やはりやりがいを持って働き長く働き続けていただくということは、これは分野を問わずですけども大事なことだとは思っていますので、どういう形で、当然そもそもの処遇改善を進めていくということは国に対して要望するというのは引き続きそうですけれども、それがしっかり行き渡るやり方といいますか確認の仕方ですとか、あるいは、その辺の考え方についても、一定各団体等というところになるかとは思いますが、意見交換とかをしていく中でそういう処遇改善でそれを実感していただけるように、それぞれ職員がそういったところは考えていく必要があるかなというふうには思います。
- **古谷靖彦委員** ぜひ工夫願いたいのですけれども、できれば保育の分野もそうなのですが、今年度はやっぱりこういうふうに変ったのだということが保育士さんたちお一人お一人に、例えば横浜市から直接こういうふうに変ったのですよ、人事院勧告でということが分かるような情報を直接流すようなことも何か考えたらどうかと思うのです。施設を経由しないでですよ。施設を経由しないで何かしら伝えること、それは同じです、養護施設も同じだということに思っていますので、ぜひしっかり職員の処遇の改善に、直接に手渡すようにぜひ改善願いたいと思います。

最後に伺います。出産費用と、あと妊産婦のところの妊婦のための支援給付事業ですか。それと、妊婦・産婦健康診査事業ですが、これが全て支給見込みより下回ったということなのですか、これはちょっと御説明いただけますか。

- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 一言で申し上げますと、見込みよりも実際の方が少なかったということですが、予算を立てる上でまだ実績が全て出ていなかったというような形になりますので、出産数でありますとか、今、最大限まで予算のほうでは積んで、そちらのほうで実際蓋を開けてみると実際少なかったというような状況にはございました。
- **古谷靖彦委員** これは、実際の出産数自体が減る傾向がある中で、予測よりもさらに減ったのだということなのではないでしょうか。
- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 予測は、実績に基づく出産数とかの、予算を立てた時点の出産数等に基

づくものでしたので、実際にやはり出産数等は現状減っているというような状況にはございます。

- **古谷靖彦委員** なかなか今の御時勢の中でこのことだけを、なかなか横浜市はこの分野は頑張っていると思うのですが、これがなかなかこういったところで実績に反映してこないというのは、本当に何をすればいいのかなということ、またもう一工夫考えなきゃならないのかなというふうに思っています。
- **渡邊忠則委員** どうも御説明ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのが、放課後キッズクラブ事業という部分で、補正ということで減なのですけれども、これはもともと全体はどれぐらいの予算なのかと思ひまして。
- **田口青少年部長** 3ページの4のアクセスポイントの予算ということでよろしいでしょうか。すみません、今確認します。
- **渡邊忠則委員** 放課後キッズクラブ事業費という予算はないのですか。これは、アクセスポイントだけということではなくて。
- **田口青少年部長** 放課後キッズクラブ事業費といいますと、令和7年度で約106億円になりますが、アクセスポイントは、子供たちがタブレットを使って宿題をやるためにWi-Fiの環境などを整えるため別途工事を行っているものです。すみません、数字は確認いたします。
- **渡邊忠則委員** 何が言いたかったかという、今日も様々な条例等々が可決されてこれから本会議にかかるわけなのですが、いろいろな枠組みが決まってくると。もちろん放課後キッズクラブというのも枠組みがあって進んでいるわけなのですが、例えば登録者数なり利用者数なり、これはやっぱり最多と最少のというのはどれぐらいの差があるのかなというのをちょっと聞きたいのだけれども。
- **田口青少年部長** クラブの利用者人数の差ということでよろしいでしょうか。最大のクラブと少ないクラブということでしょうか。すみません、ちょっと確認いたします。
- **渡邊忠則委員** その辺もあれなのですけれども、何が言いたかったかという、やっぱり地域によって様々、いろいろ利用する育成環境が違うのではないかと考えていて、例えば先ほど出たような条例の案というのは、事業者がそれに対して選別されていくということになるかと思うのですが、キッズクラブの場合は、どうしても学校の中でやっぱり運営していかなければいけないというのがあるので、やっぱり非常に利用者が多いところというのは非常に大変なのではないかなと、こういうふうに思っていて、ただ、それに対して教育委員会の協力も得なきゃいけないのだけれども、やっぱりある程度、放課後キッズを利用する児童たちの育成環境が一定となっているのかなと。結構、地域によって違うのではないかなと、こんな質問だったのだけれども、何か所感があれば。
- **福嶋こども青少年局長** 数字については、また部長のほうから御答弁差し上げたいと思います。地域性ですとか、あるいは、各法人に担っていただいている法人様のほうの育成方針、あるいは、特色あるものによってそれぞれ特徴あるプログラムとかも行っていただいているかなと思います。
一方で、やはり多いところは、なかなか職員の配置等も含めて、なかなか多くのお子さんが同時にいる場所ですので大変な思いをされているという話も私も聞くところもあります。そういった中でもいろいろ工夫しながら、例えばよくこの委員会の中でお話が出ますが、例えば夏場の過ごし方であったりですとか、クーラーの話一つ取ってもそうですけれども、本当にいろいろ工夫をいただいているところがあるかと思ひます。
我々は、今後キッズクラブに関してやっていかなければいけないなということは、やはり場所の確保と

いったところで、やっぱり教育委員会の学校現場のほうにも御協力いただきながらということでもありますし、また、運営面ではやはり安全を確保しながら、あるいは、健康面をしっかりと確保しながらやっていくことということが大事ですので、やはりそれは事業者さん向けのそういう研修的なことも含めてやっていく必要があるかなと思います。全校キッズクラブにして数年、大分たちますので、そういったところでは一度改めて課題とでもいいでしょうか、今後何をすべきかとを考えると来ているかなというふうには思います。

- **渡邊忠則委員** 数字は後でも構いませんので、それはそんなに焦らないでください。

今、局長の答弁もありましたけれども、例えば僕の選出の鶴見区というのは、まだ人口が増えているのです。やはり何年か前にやっぱり横浜の人口は減るというような、全体的にという流れがありながら、やっぱりその辺の変化も区によって違うと思うので、ぜひそういう環境を一定にするというような、地域によって事情が違うというようなことをちょっと意見として申し上げたいと思います。

- **井上さくら委員** 2つの事業について伺いたいと思いますが、1つは、先ほども質疑がありました資料で1ページ目の児童福祉施設等支援事業、これは財源を見ると全額県の支出金で本市はゼロとなっています。金額にして5728万円と。これは、1か所当たりになると幾らになるのですか。

- **白井総務部長** すみません、計算しておりませんので少しお時間いただけたらですけれども、折り返したいと思います。

- **井上さくら委員** じゃあ光熱費等の高騰に対する支援ということだけでも、何%と見込んでの5700万円なのですか。

- **福嶋子ども青少年局長** すみません、併せて確認して御報告いたします。

- **井上さくら委員** 先ほども現場の声を全然聞いていないのではないかという話があったけれども、あまりにも、これは県が出してきたから、県がくれるから、それを乗せているというだけで、果たしてこれで十分なのか。横浜市はそれに対して少しもプラスしないわけです。これは、やっぱりあまりにも市として現場の声を聞いていないというのもそうだし、状況把握のないままだ流しているだけというふうに思っていますが。

(「ちゃんと答えないとわれちゃうよ。請求したのか出してくれたのかな」と呼ぶ者あり)

(「おっしゃるとおりだよ」と呼ぶ者あり)

- **秋野子ども福祉保健部長兼子どもの権利擁護担当部長** 児童養護施設等の関係で言いますと、光熱水費の高騰に関しては、お子さん1人当たり1万5000円ということになってございます。1万5000円に定員数を掛ける形で上乗せをしてお出しするという形になります。

- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 失礼いたしました。障害児の入所施設につきましても同様に、1名当たり1万5000円ということで、あと障害児の通所施設ですね、通所系放課後等デイサービスになりますけれども、そちらのほうは施設当たり5万円で、あと通所系の訪問の事業を行っているところもございましてそちらのほうは3万円というような形になっております。

- **井上さくら委員** 何%というか、これは県が決めているのでしょうかから、今の金額の根拠とありますが、どういう物価高騰の、市場の価格なのか後天的な価格なのか、それをもってどういう根拠なのかというのを後でもいいですから示していただきたいと思います。

それで、やっぱり今の感じも、横浜市としてやっぱりちゃんと状況把握をして、県から来るものはもちろ

んちゃんと配付するとしても、今の物価の高騰、それから、人件費、それから、本当に現場の方にお聞きすると全てのものが上がっているわけですから、とてもこれで穴が埋められるという状況にないというふうに思います。そこは市として、一番市民生活やこの事業に直接近くて責任を持っているわけですから、状況をちゃんと把握をして、そこをフォローするようにしていただきたいというふうに思います。局長、どうですか。

- **福嶋子ども青少年局長** 改めて各分野事業所の方々からの話というのは、またしっかり聞いていかなきゃいけないなどは思います。今回御案内のとおり、例年、臨時交付金、国から来ている、それで施設等への物価高騰対策も進めてきたところですが、今年度の臨時交付金については、国から示された推奨の事業メニューといったところでは、食料品の物価高騰に対する支援が必須項目で入ってきたというところもあって、今回横浜市としては市民の方に、生活支援に重点を置いて、今回事業者支援という観点では今回御説明させていただいた部分での継続支援ですとか、運営支援といったところに対応させていただくということですが、今冒頭で申し上げたとおり今後もこういう状況というのは続いていく状況もあるかと思しますので、事業者さんの方々からの意見についてはしっかり伺った上で対応とまいましようか検討していきたいというふうに思います。
- **井上さくら委員** 国の重点支援交付金の使い道の話として今御説明あったと思うのですが、横浜市はもらった分を残して、給食の無償化の穴埋めにするというふうに残しちゃっていますから、国から来た額のを。だから、やっぱり重点支援交付金の使い方としても、これに本来は国の重点支援交付金ももちろん全部使い切るべきだし、それから、市としてもプラスをしないと事業者がもうやっていけないという状況だと思います。

もう1つの事業で資料3ページの放課後児童サポート事業のことで伺います。これもマイナス、減額の補正となっていますけれども、昼食提供事業業務委託ということで、夏休みとかの間の放課後児童の施設の利用者にお弁当、これを配付する事業だと思いますが、これの減額になっている理由と状況を伺います。
- **田口青少年部長** こちら放課後児童サポート事業は、今委員がおっしゃった昼食提供事業と併せて子供の人権を守るための環境整備事業の減額となっています。

昼食提供事業につきましては、1日当たりの最大の食数を見込んでいましたが、今回夏休みの平均食数が確定しましたので、春休み、冬休み、今後の春休みの実績を見込んだ上で減額をしています。

同様に、子供の人権を守る環境整備事業についても、現在のクラブの申請状況を見まして、今、申請、残りの分を減額ということで今回減額補正をしたものです。
- **井上さくら委員** 現状で実績値が出ているのが夏休みのお弁当だったということなのだと思うのですが、実際に幾ら、何食で見込んだものが実際何食だったのでしょうか。見込みと伺いますか。
- **田口青少年部長** 見込むと伺いますか、1日当たりは最大1万1576食ということで見込んでいたのですが、今回夏休みの平均食数の実績が8242食ということになっています。
- **井上さくら委員** 大体3000食ぐらいは見込みから下がっているわけです。ですよね、1万1000マックスで想定したものが8200だからね。違いますか。
- **田口青少年部長** 想定ということで予算を組む必要から見込んではいるのでありますが、目標値ということではございません。
- **井上さくら委員** ちょっとよく分からない。目標値かどうかと私は言っていないよ。想定した食数から

3000食は減っていますねと申し上げたのですけれども。

- **田口青少年部長** 失礼しました。想定からは3000食減っています。
- **井上さくら委員** これは3割ぐらい入っている勘定になるわけだけれども、それはなぜだというふうに思っているのですか。
- **田口青少年部長** 今回、昼食提供、夏休み後にはアンケートも取りまして、保護者の皆さんや子供たちから、また、メニューをこうしたほうがいいのか改善点を伺ったところですよ。6年度からこの事業を始めておりますが、6年度は大体平均6000食でしたので、8000食で想定よりは少ないのですけれども、我々としては改善の効果があつたかなと思っています。
- **井上さくら委員** これは現場でお話を聞くと、実際、今までこの事業が始まる前から、例えば学童さんだとかで自分のところのキッチンで子供たちと一緒にお昼を作ったりとか、あるいは、近くのお弁当屋さんや総菜店とか、そういう近くの商店があればそういうところから配達してもらおうということをやっていたと、そういうことをやっているところもあるわけですよ。しかし、これは横浜市が新たに始めた昼食提供ということで、いわゆるハマ弁ですね。中学校給食を提供している事業者から、これは実際おかずとかも冷たくなっているわけで、それを夏休みの間、そのハマ弁の事業者は当然お弁当のレーンが開いちゃうわけだから、そこを使って提供してもらおうという仕組みになっていると思います。それが非常によく使うならそれはいいけれども、何で今までの努力でやってきたところにも同じように、やっぱり例えば費用負担であるとか、補助を出してあげるとか、独自の形でお弁当をお近くの店から注文しているならそれはそれでいいじゃないですか。近くの商店の活性化になったりするわけだから。
だから、これは放課後児童サポート事業として長期休暇のお昼をサポートしようということ自体はいいと思いますよ。しかし、今のハマ弁提供というスキームだけに補助が入るということは、ちょっと改めたほうがいいのではないかと思います。局長どうですか。
- **福嶋こども青少年局長** 既存の学童クラブ等でそういうような形でお子さんと一緒に作ったり、あるいは、本当に手作りで作っていただいているという学童も相当数あるというのは私も認識しております。
一方で、今回のような、我々は新しいシステムを入れて今回この事業をやっておりますけれども、そういった中でいろんなやり方をハイブリッドでと言いましょうか、やり方ができるかどうかというのは研究課題かなとは思っています。というのが、補助金の出し方であったり、利用の仕方であったりとかといったところが幾つか、幾つかといいますか、今は統一的にやっとなら7年度、整ってやっているところですよけれども、また今後に向けての課題としては、既にそういう昼食提供をされているクラブへの対応をどうしていくかといったところは、整理をしていくことはあるかなというふうには思っています。
- **井上さくら委員** ぜひそれは市の仕組みを、後からつくった仕組みを、でなければ、結局これは補助金が入っているわけだから補助金は使えないというふうにししないで、ぜひ、むしろ近くでもし提供できるならそのほうがいいわけだし、それぞれの事業者にとって使いやすい形でお昼の提供ができるように制度は改善していただきたいと思います。意見で申し上げておきます。
- **鈴木太郎委員** ありがとうございます。私から大きくは2件です。
先ほど来ありましたように、保育士の処遇改善と、それから、整備費のところですよ。
そちらから先にも思いますけれども、繰越明許で保育所整備事業5億円ということですよけれども、これは一体どういうことかなと思っているのですけれども、想像するに、保育所の新規整備で公募をかけて、そこ

で事業者が決定をする、物件を含めて事業者が決定し、その後実際に新規整備の補助金、補助事業としてやっていくときに入札をすると、そここのところでは不調が起きて全体のスケジュールが遅れているということなのかなと想像するのですけれども、そういうことなのかなどかまわず伺いたいと思います。

- **飯田保育対策等担当部長** 委員お見込みのとおりでして、ただ、今回対象となるものは新設ではなくて老朽改築と、あと認定こども園の部分になります。
- **鈴木太郎委員** 気になるのは、やっぱりスケジュールが当初見込んでいたものから遅れているということになると思うので、老朽改修の場合はどうなるのかな、一旦どこか別の場所に今いる子供たちが移るとかそういうことがあると思うし、そうだとすると、恐らくそもそも老朽改修の事業として、採択されたときに示されたスケジュールから変わっていくということになると思うので、少なからずの影響があるのではないかなと思うのですけれども、大丈夫かどうか伺います。
- **飯田保育対策等担当部長** まさに既存の園舎がありますので、そこで対応していくということになりますし、今、委員御指摘のとおり、やはり工期になかなかゆとりがないと、こういったことが起きたときに難しいことがありますので、そういう意味では老朽改築なんか少し工期、想定する補助の工期を長めに見るようなそういった改善というのにかけていきたいというふうに思っています。
- **鈴木太郎委員** かねてから新規整備で、やっぱり工期の問題と、それから、やはり整備にかかる実際のコスト増ですね、ここの問題というのは再三にわたって指摘をしてきていると思います。特に、資材価格の上昇に伴って想定事業費がそもそも上がっているというときには、残念ながら公共ではなくて関わる民間の誰かがその上昇分を負担しているという状況に変わりはないと思います。
例えば建物のオーナーさんであったり施工する建設会社であったり、あるいは、その後、事業を行っていく保育事業者であったり、そういう方々に負担のしわ寄せがやはり行っている、こういう経済情勢だと仕方がないといえば仕方がないのだけれども、そこはしっかりと見ていかないと、これからどんどん新規の整備をしていくという環境ではありませんけれども、今まさにおっしゃられたように老朽施設の改修においても同様のことが起き得るわけで、そういうリスクが高まるとまさに老朽施設の改修に踏み込めない、やれないということは、全体として保育環境の低下につながっていくということだと思うので、経済情勢に応じた臨機応変の対応というのは今後十分配慮していただきたいと思いますが、その辺についての考え方を聞いておきたいと思います。
- **福嶋こども青少年局長** 御指摘ありがとうございます。本当に、今、鈴木委員からも御指摘があったとおり、新規整備をどんどん進めていくというよりは既存の施設を老朽改築を含めて、うまく利用していくというようにはなっています。いずれにしても、ただ、その工事期間中等については、職員の方、お子さんにもしわ寄せが行かないようにということはおっしゃるとおりだと思いますので、工期についてはなるべく募集期間を早めにするとかいうことで我々も工夫をしているところはありますが、それは引き続きしっかりやっていきたいと思いますが、あるいは、資材高騰の部分についてもなかなか厳しい財政状況ではありますが、それでお子さんを保育する環境が整わないということでは本末転倒になりますので、それについても我々としてしっかり考えていきたいと思いますが、ありがとうございます。
- **鈴木太郎委員** 保育士の処遇改善ですけれども、これは分かっているようで分かっていないので、僕が、僕自身が分かっているように、せつかくの機会だからいろいろ整理をさせていただきたいと思うのですけれども。

認可保育所の運営の公定価格、施設型給付の公定価格というのは、そもそも毎年改定されているということとよろしいのでしょうか。毎年改定されているかということと、基本的には例えば物件費、物件費は賃料なりそういう部分と、それから、人件費といった一般の経済情勢から見て連動して当然保育所運営で関わってくるものというのが毎年変わっているのか、施設型給付で毎年公定価格を変えるとすると、中身としてどういう費目が改定されていると認識しておくのが正しいのかというのを聞きたいです。

- **渡辺保育・教育部長** まず公定価格については、毎年改定がされております。その中で例えば人事勧告の要は人件費分のプラスについては、例えば今年度で言うと5.3%ありましたというような具体的な数字はあるのですが、いわゆるそれ以外の部分については、具体的に何%上がったかというところは何か分からないような仕組みになってございます。
- **鈴木太郎委員** ありがとうございます。今、人事院勧告があるので公定価格のうちの人件費部分については上昇率が明記されていますよということでした。これは、少し分りにくくなっている部分の1つとして、今おっしゃられた処遇改善と処遇改善加算と分けた整理をしないと分からないのではないかとというふうに私は思っていて、それがずっと議論の中でごっちゃになっていませんかということをもっと指摘をしたいと思うのです。施設型給付費の公定価格というのは、簡単に言うと、こういう園でこういう保育士さんたちがいてこれだけの子供たちが在籍していたら、ここの園にはこれだけの給付をしますよというお話ですね。
その中の一部を占める人件費相当額について人事院勧告を受けて、人事院勧告5.3%なのがちょっとよく分からないのだけれども、受けて、その分を上げますという公定価格としての処遇改善と、それと別に施設に対しての給付は処遇改善加算があるわけで、そこを分けないと分からないのではないかと思っているのです。
- **渡辺保育・教育部長** そうすると、今回の51億円は、公定価格の分の5.3%増でこれなのですよという話なのか、それとも、処遇改善部分でこれだけ上がっているのですよという話なのか、そこはどちらでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 委員御指摘のように公定価格の部分の、要は基本的な施設の単価の部分が上がっているという形になりまして、多分、加算という点では経験年数に応じて増額するような部分についての変更はございません。
- **鈴木太郎委員** じゃ、処遇改善加算は変更されていないということになるのですか。
- **渡辺保育・教育部長** おっしゃるとおりでございます。
- **鈴木太郎委員** なるほど、なるほど。そうすると、先ほど来、古谷委員からもお話があったけれども、施設型給付の、これは正直言うと、積算部分で上がっているということなので、必ずしも一人一人が5.3%上げるというものではないということになると思うのですけれども、その考え方はどうなりますか。
- **渡辺保育・教育部長** 委員御指摘のとおり、全体として人件費増として5.3%ということになりますので、一人一人が必ず頂けるものではない、経験年数とかによって、場合によって、施設によっては濃淡があるというのは認識がございませぬ。
- **鈴木太郎委員** ちなみに、その中で、じゃあ一人一人の給与額を、上昇分を確認しているというのは、それは趣旨としては、もともと処遇改善していかないといけないから実際どうなのよと、こういう先ほどのような質問があったときに答えられるようにしなきゃいけないから確認をしているということですか。
- **渡辺保育・教育部長** 国のほうでも、いわゆる人件費の上がった部分について、要は、確実に職員の処遇に関するものに充てるようにというところを確認することが通知として出ております。それを受けて

私どもとしても職員の方たちの給料、職員の給料だけじゃなくて福利厚生費にもかかっていますので、その分を合わせて施設として上がった分が、確実にそこに当たっているという確認をさせていただいているところでございます。

- **鈴木太郎委員** 先ほど公定価格は毎年改定されているということでしたが、もちろんここ何年もの経済情勢を考えれば毎年人件費が上がっているから、公定価格に占める人件費分が上がるというのは当然納得のいく話ではありますが、かつてのようにデフレ経済で人件費も下がっていくことも当然、今の情勢ではないけれどもあり得る話じゃないですか。処遇改善と言っているけれども、あくまで実勢に応じて人事院勧告はされるのだから、人事院勧告だって前は下がっていましたよね。そういう時期もあったわけでしょう。そうすると、公定価格も当然下がる可能性もあるということですよ。
- **渡辺保育・教育部長** 仕組み上はそういうところはございますけれども、現状として保育士の賃金自体が他の職種に比べてやっぱり低いというような状況とか、保育士の今、確保というところで、今、賃金の上乗せをしているというところがありますので、私どもとしても引き続き給料については上がっていくように要望は、国のほうには要望したいというふうに考えてございます。
- **鈴木太郎委員** 民間の事業者の立場でこの話を捉えると、必ずしも売上げが上がるか上がらないか分からない、下がる可能性もある、単価が、その中で人件費を上げていくということは、仮にそういう事態になった場合には、人件費負担が非常に高くなっていくというリスクがあると思うのです。そうすると、そのことをどう回避するかというふうに考えたら、やはり一時金、賞与などで処遇改善分を対処するという方向に普通の経営者は考えると思うのですけれども、そういう対応について何か制約があるのですか。
- **渡辺保育・教育部長** 今年度分の改定につきましては、4月から遡及して行うというところで一時金という形の支払いをお願いしているところですが、国のほうでも今回の通知に基づいて、給与表とか給与規程の改定を計画に取り組むようにということは通知を出しております、事業者のほうには、施設のほうには要請を行わせていただいているところでございます。
- **鈴木太郎委員** これは認可保育所の場合ですけども、企業主導型保育所の場合は、今回のような一連の子ども・子育て支援制度に基づくほうの公定価格改定と同様の論点というか保育士の処遇という点で、企業主導型はどうなっていくのでしょうか。横浜市のあれじゃないから分からないということになると。
- **渡辺保育・教育部長** 申し訳ありません。国のところなので分かりませんが、多分上がっているものと推測しております。
- **鈴木太郎委員** これは、ほら、企業主導型保育所、本市の中で不祥事があったじゃないですか。基本的には、子ども・子育て支援制度の認可保育所も運営をし、企業主導型も運営している同一法人内で不正があったわけでしょう。そうすると、やっぱりちゃんと把握しておかないと、何が正しくて何が正しくないかというのは、これは分からない話になるわけですよ。当然ながら法人側からしたら、同じ法人の中で保育士として働いている保育士の方々がこちらは認可保育所ですよ、こちらは企業主導型ですよ、こちらは公定価格が変わったから給料が上がるのですよ、処遇改善で、こちらはどうなのというふうになるし、そういうことになると人事異動を求める人も当然出てくるし、運営上様々な課題が出るのは当然ですよ。だから、ここは場合によっては監査でなりかもしれませんけれども、何かやっぱり運営の仕方というのを、運営事業者側のサイドに立って横浜市も見ているかどうかわからないのじゃないかと思うけれども、何か今の指摘に対して考えがあれば伺っておきたいと思っておりますけれども。

- **渡辺保育・教育部長** おっしゃるとおり実際に施設を運営されている事業者から見ると、やはり企業主導型とか認可保育所という形で違うものを運営していても、それぞれ別のものがあるというところはあるかと思えます。前の常任委員会でも御答弁させていただいたかもしれませんが、児童育成協会が委託しているところとは、私どもも横浜市として連絡、情報共有しながら、監査体制等々については少しお話をさせていただく機会もありますので、そういう中で情報共有しながら、よりよいやり方について模索というか考えていきたいというふうに考えてございます。

ちなみに、企業主導型についても令和7年の人事院勧告に準じて上がっているということでございます。

- **鈴木太郎委員** なるほど。今日は、いろいろ意地悪な質問をして申し訳ないのだけれども、もう少しあって、今回の処遇改善において公立保育所はどういう扱いになるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 公立保育所におきまして、私どもの横浜市職員の給与という形なので、それに準じて上がるような形になるかというふうに認識しております。
- **鈴木太郎委員** ごめんなさい、公立保育所は施設型給付を受けるのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** すみません、施設型給付とは違う形になります。
- **鈴木太郎委員** ざっくり言うと、じゃあ公立保育所の収入サイドというのはどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** いわゆる国からの費用というか支出の、定員に応じたものが入りますので、それに合わせて運営する形になります。
- **鈴木太郎委員** そうすると、収入としては施設型給付の算定に応じた形を、給付を、制度のほうからその分を本市として歳入サイドで受けているというふうに捉えればいいのか。これは、多分、だからコストのほうはたしか一般会計でやっているのですよね、人件費とか、ですよね。だからそうすると、歳入を子ども・子育て支援制度の給付で受けて、コストについては一般会計で処理しているという枠組みでよろしいのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 失礼しました。一般財源として、地方交付税の措置として行われている形でございます。
- **鈴木太郎委員** なるほど。公立保育園の、全体ではなくて各園の人件費比率は把握していますか。
- **渡辺保育・教育部長** 申し訳ありません。把握は、しておりません。
- **鈴木太郎委員** 把握は、しないのでしょうか。
- **渡辺保育・教育部長** 全体としてあるかもしれない、園によって経験年数とかで違いますし、私どもはいわゆる経験年数に応じた給与体系となっておりますので、把握できていないというところがございます。
- **鈴木太郎委員** あまり、毎年、今、市立保育所の民間移行が順次進む形になっているので、そんなに議論にならない話になっていると思いますけれども、例えば、じゃあA Iに聞いたら横浜市の市立保育所の人件費率は90%近いのではないかというふうに返ってくるのですよ。民間保育所はどうかと聞いたら、結構幅があるというふうに言われます。60~80ぐらいじゃないかというふうに言われていますけれども、これは、福祉の分野は、健康福祉局でもお話をするのですけれども、やっぱり認可保育所は横浜市の子育て支援の一番基本的なインフラじゃないですか。そのインフラを維持するために制度があって運用されているのだけれども、そこで実際に運用して、運用というかそのインフラを支えているのは民間の事業者なわけですよ。民間の事業者だけではないけれども、が多くなわけですよ。経済情勢が変動したり制度が変更されていくことに

よって、その中でいかに安定的、持続可能な形で事業者が経営を続けなければいけないかというところがますます重要だと思うのですよ。その視点が僕は子ども青少年局も健康福祉局も弱いとっていて、やっぱりそのためには、今みたいな話ですよ、一番難しいのは人件費をどうするかなのだから、だったら市立保育所でどういう状況になっているか、さらには、じゃあ横浜市内の認可保育所、それぞれ民間事業者がやっているところがどういう運営を行っているかというのは、こうやって加算がされるからいいでしょうという話じゃないと思うのですよ。だからその視点というのは、これからますます持っていかなきゃいけないと思っていますが、どうでしょうか。局長だな。

- **福嶋子ども青少年局長** 先ほど部長が答弁差し上げたとおり、人件費率というのは私も恥ずかしながら承知しておりませんでしたし、民間との比較というところで言うと人件費率が高いという、感覚的には認識はしていたところですけども、そういう意味では公立保育所としての、保育所だけじゃありませんが、公立施設としての役割というものをしっかり果たしていくというのもそうですし、当然共通する子供の育ちというものを支えていくという地域の中での子育て支援の本当に核となるといったところで、公立も民間もないかと思しますので、そういったことはしっかり民間の経営状況、運営状況なんかもしっかり改めて、これまでもお話を伺うことはありましたが、そういった人件費の比率というよりは内容的なことも大事かとは思っていますので、そういったところについてもしっかり我々として研究していきたいと思えます。
- **鈴木太郎委員** 民間で運営している人たちは、どなたでもそうだと思いますけれども、認可保育所の保育士のお給料は上げられるのなら上げたいとみんな思っています。そうしないと保育士もちゃんと定数確保することが難しい状況だからそう思っているわけですよ。だけれども、それを実現していくためには、かつてのように普通にやっていたら普通に経営できますよという経営環境じゃないわけですよ。皆さんそこで様々なリスクがあったり、恐怖があったり、そういう中で何とか工夫をしながらできるだけ処遇を改善していこうとやっているわけで、やりたくなくて上げていないということはまずないわけだよ。そうすると、やっぱりそういう経営の部分というのを本当にもうちょっとサポートしていかないといけないし、我々もそういう議論をしていかないと、保育所の場合は、まだ正直言うと安定しているから、全体としては。だけれども、多分どんどん給付も厳しくなると思っているんで、そのときには横浜市ぐらいの規模でこれだけ民間に認可保育所を任せていると結構きつい事態が想定されるなと思えます。はい、どうぞ。
- **渡辺保育・教育部長** 国のほうでも今少し経営情報の見える化みたいなところで、報告とか公表の今義務化を進めているところがございます。その中でモデル給与というような形での公開とか、人件費率を少し入力できるようなどころで見えるようなところも少しやっておりますので、そういう情報等々も、場合によって事業者の皆様提供させていただきながら、運営についての支援もさせていただければというふうに考えてございます。
- **鈴木太郎委員** 分かりました。
- **柏原すぐる委員** 御説明ありがとうございます。私のほうが1点ございまして、2ページ目の7番の障害児通所支援事業に関してお伺いします。

これが一応補正予算の理由づけとしては、事業の執行見込みに合わせた整理補正ということなのですが、今回、議案関連質疑でも立ちました際に少し申し上げたのですが、一応、額としては23億円の補正ということで、言ったら国際局1局分ぐらいがここに書いてあるものを今審査しているというふうに認識しております。

ちょうど来年度の予算についても既にいろんなものを公表されていて、事業計画書も拝見しましたけれども、年間の予算規模がそもそも200数十億というような規模感というふうに承知しておりまして、大体その今の放課後等デイサービスの受給者数で割ると大体お1人200万円ぐらいの規模感の予算感、これは放課後等デイサービス従事者数で割るとなのですけれども、ということで、しっかり我々のこうした補正が入っていることも認識しなきゃいけないというふうに思って質問します。

利用回数の増等に伴う増額ということなのですが、等もあるのでこれはどういった増額理由か教えてください。

- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 基本的には、利用者の利用回数の増というのが、まずこちらのほうは利用回数に応じて給付というような形になりますので、利用者の方に関してですね、というような形になりますので、その背景として施設が増えていたりというようなことがございますので等というような形にさせていただきます。
- **柏原すぐる委員** 例えば、当初は見込めないということなのですか。子ども・子育てプラン等にもニーズに合わせて当然施設を増やしていく、拡充するということなのですが、そのあたりは見込みができなかった、あるいは、ある程度増を想定された予算だった、特に我々は、これから予算審議に臨むわけなのですけれども、いかがでしょうか。
- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 当然、やはり実績に基づいて予算は計算してまいりますので、増は見込んでいないところではございますが、例年こちらのほうのやはり基本的には利用者の方々のニーズが増えてきているというところでございますので、ニーズを見込んでいないものの、やはりそれを上回る形になっているというのが例年の、今年の結果になっております。
- **柏原すぐる委員** 利用回数の増等とあるのですが、等には何が含まれるのか教えてください。
- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 等ということでございますので、様々に施設に対するものとかも直接給付するものとかもございますので、基本的にベースとしましては、利用者の方々がサービスただけの給付をするということが体系になっておりますので、基本的にはそこなのですが、様々に施設に対する研修とかも行っておりますので、そういったところの事業を含めると等という形にさせていただきます。
- **柏原すぐる委員** 委員長、ぜひ内訳の分かる資料を委員会としても請求したいと思うのですがいかがでしょうか。さすがに23億円を等という説明で我々は審議十分できないかなと思います。
- **大岩真善和委員長** 了解しました。
それでは、ただいま柏原委員より資料要求がございましたが、本件につきましては委員会として資料要求することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大岩真善和委員長** それでは、御異議ないものと認め、さよう取扱いさせていただきます。
それでは、資料は作成でき次第、各委員にお届けするようお願いいたします。
質疑を続行いたします。
- **柏原すぐる委員** 御説明ありがとうございます。
あとちょっと心配しているのが、当初予算で恐らく職員の皆さんの人員体制も、あと確保されていない予算を想定して配置もできないのかなというふうに思いまして、要するに、企業で言えば毎年成長する企業で

あれば、当然それを見越して人員配置をして、それを見越した体制を整えて、当然例えばですけれどもエンドユーザーを抱えているサービスを開発していれば、その分、工数が増えるので、それ相応の体制を整えると思うのですが、このように補正で後から蓋を開けてみたら増えましたという事業運営は、非常に大変なのではないかというふうに普通に思うのですけれども、その点はどのように捉えていらっしゃいますか。

- **白井総務部長** 委員御指摘のとおり業務もいろいろ新たなものとかが発生してきておりまして、市民からの子育て関係のそのニーズも多くなってきています。そうした中、確かに業務の量は少し多くなっているというところもございしますが、我々は限られたといいますか、こういった体制の中で極力工夫しながらそういった業務をきちんと遂行できるように努めているところもございまして、今後についてもそうした形でやっていきたいというふうに思っております。
- **柏原すぐる委員** まだ新年度予算の審査をする場じゃないのですけれども、来年度予算も30億円増で積まれておりますが、ただ、補正で23億増なので、多分これも補正がまた多額に入るのかなと普通に思っちゃいましたので、そこも一気通貫で事務運営というか組織運営も含めて考えるべき点じゃないかなと思ってお伺いしました。

関連して、子ども・子育てプランを改めて見ますと、障害児相談支援事業所数は約5年で倍増するような計画になっております。それでこれと関連して何か動きはないのかなというふうに思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

- **柴山子ども福祉保健部担当部長** 障害児相談支援事業につきましては、そういった例えば、放課後等デイサービスを利用するときの利用計画を立てたりというのが主な業務にはなるのですけれども、そういったところですが、ただ、やはり国のほうの事業体制の事業の組立て方が、やっぱり事業費がなかなか実際の事業の運営に追いつかなかったようなところもございしますが、一方、国のほうでもやはり望まないセルフプランというような形で、今、現状、計画相談に乗らない方はセルフプランという形になっているのですけれども、そういったことをゼロにしようというような形でございしますので、そういった国が今後報酬改定を変えたりとかも予想されたりはしますので、そういったところも注視しながら相談支援事業ですね、やはりこちらのほうは大変大切な事業だと思っておりますので、その部分につきましても、今後充実していくように我々どもも努力してまいりたいという形では考えております。
- **柏原すぐる委員** 局長、もしよろしければここまでの議論でどのようにお考えか教えてもらえますか。
- **福嶋子ども青少年局長** 特に障害の分野については、児童発達の部分というところで、発達障害等も増えている中でしっかり対応を横浜市としても進めてきているところです。事業者数も増え、また、御利用される方も増えという状況です。委員からも御指摘があったように、例年増額補正という形で御審議をいただいておりますが、我々としてもなかなか事務的にもありますけれども、そこはしっかりお子さんの成長のためというふうには思っています。

また、そういう意味では事業者支援ももちろんそうですけれども、やはり事業者が増えていますので、しっかりお子様を支えられる環境にあるのか、質の確保といったところでもしっかり取り組んでいく必要があると思いますので、その両輪で、量も当然今後も利用者の方は増えていくと思いますし、事業者も増える、一方でそこをしっかりと支えられる体制になるということが我々の役割だと思っておりますので、そういう意味で我々の執行体制といったところもしっかり、今も局内で適宜それぞれの職場で人数を融通させるというか、協力体制とかをしきながらというところはやっておりますけれども、増員も含めてしっかり体制も整える中

を進めていきたいというふうに思います。

- **柏原すぐる委員** ありがとうございます。ちょうど本会議でもおさかべ議員が質の担保ということ言われていたと思いますし、私もそうあるべきだと思います。ただ、去年もたしか不正受給での指名停止の事案もあったと思いますので、多分そうした増える事業者に対するチェックもそうですし、支援が恐らく非常に負担にもなっていると思いますので、引き続きおっしゃったように取り組んでいただきたいと思います。

最後に副市長にお伺いしたいのが、予算措置が何か十分にできていないのではないだろうかという不安をちょっと抱えているもので、副市長から見てこうしたある程度利用回数の増等に伴う増額というのはやむを得ないよねというトーンなのか、そのあたりはどんなふうに見られているか教えてください。

- **佐藤副市長** 障害児の方については、ここ近年でやはり増えている傾向にあるというふうに認識しております。そういう中で、当初予算という形で組んだ後に実際に運営を行っていく中で、通所支援を受けられる方というのが増えているという実態がここ近年の傾向なのかなというふうには思っております。

より現状をしっかりとやはり分析した上で、当初予算等々を、そういうふうな中で必要な予算を組んでいくというふうなことの大切さという部分は引き続き持った上で、事業進捗等々を管理していく必要があるかなというふうにも思っております。

- **柏原すぐる委員** 気持ちとしては、私も割と子供たちと関わる場面が多く、そうしたこういうサービスを利用して子供たちもよく知っている中ですので、最終的にはそういった子供たちを支える体制を、どう大人がつくっていくかという観点で協力していきたいというふうに思いますので、この点は御留意いただいでこのこの運営をよろしくお願いします。

- **渡辺保育・教育部長** すみません、先ほど鈴木委員の答弁の中で、保育所等の給付について処遇改善加算が上がっていないというふうにお答えしたのですが、キャリアアップ等々の一部を除きましてほとんど上がっているという形でございます。ここで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

- **鈴木太郎委員** 今の話は、補正とは関係なくということでもいいのですよね。

- **渡辺保育・教育部長** 今回の補正に併せまして、加算についても上がっているということでございます。

- **鈴木太郎委員** だから、そうすると、じゃあどこに出ているのという話になっちゃうのだけれども、どこに出ているの。じゃあ、処遇改善加算分の加算の増額分は、今の話だったら今回の補正予算の中に費目として出なきゃいけないじゃないか。

- **渡辺保育・教育部長** 4番の施設型給付費の中に、保育士の処遇改善等の実質増額等の中に含まれているということでございます。失礼しました。

- **鈴木太郎委員** 含まれているのですね、そうなのだよ。もういいのですけれども、本来、だからそこを分けた議論をしないとイケないのではないですかという話なので、施設型給付費の51億円の中には公定価格の上昇分によるざくっとした1年間の上昇分と、それから、処遇改善加算で上げている分とあるということなのですね。そこは本当に分けないと、そもそも施設給付型の公定価格の分というのは、まさにベースのお給料なわけですよ、本来ね。処遇改善加算というのは、それこそ一時金で渡すべきものだと思うのですよね。だから中身を分けないと事業者のほうもどういう扱いをするのが適正かというか、考え方としてふさわしいかということが分かりにくくなっちゃうと思うのだよね。だから今後はその辺も含めて事業者への情報提供を考えたほうがいいと思います。

- **渡辺保育・教育部長** 委員の御指摘を踏まえて、事業者への分かりやすい周知を心がけさせていただきます。

す。

- **田口青少年部長** 失礼しました。先ほど渡邊委員から御質問があった数字のところをお答えさせていただきます。

まず、アクセスポイントの予算額ということですが、1億6850万円で1か所大体5万円ぐらい工事費がかかることを見込んでいたのですけれども、20か所設置困難なクラブがありました、判明いたしましたので1000万円減額補正をいたしました。

もう1点、キッズクラブのクラブごとの人数ということなのですが、一つ一つ細かいところは今手元にはないのですけれども、令和7年4月時点で区分2の登録児童数が一番少ないところは22人、多いところが327人ということで、やはりかなり開きがございます。7年度予算で今40人を1つの支援単位として考えているのですけれども、1支援単位のところが21クラブで、一方で4単位以上、160人以上のクラブが90クラブございますので、委員のおっしゃるように人材確保ですとか場所の確保ということで言えば、クラブごとにお話を伺いながらしっかりと対応していく必要があると考えています。

- **横山勇太郎副委員長** 質問が最後まで出ないのではないかなと思って最後にちょっと手を挙げさせていただいたのですけれども、そうしたら柏原委員と全く同じところですが、2ページの7ですよ。23億円という数字が非常に大きくて、基本的なところをお伺いしたいのですけれども、23億円というのは何月から何月までの加算補正予算ということでもいいのですか、これは。

- **柴山こども福祉保健部担当部長** 今年度分のような形になりますので、令和7年4月～8年3月までというような形になります。

- **横山勇太郎副委員長** そうすると、単年度なので年間を通じて今年の3月31日までに23億円が足りなくなったので補正をさせていただきますという、明確にこういうふうな答弁でよろしいですか。

- **柴山こども福祉保健部担当部長** そちらの御指摘のとおりだと思います。

- **横山勇太郎副委員長** この事業の予算は、年度を重ねていくたびに折れ線グラフで見れば何かしらカーブが出ていて、先ほども柏原委員からもありましたけれども、ある程度やっぱ予測がつくのかなとは思うのですけれども、ここまで大きな額でずれてくると何かしらやっぱ問題があるのかどうなのかというところなのですけれども。私としては、この事業が必要としている方たちに使いやすくなったから今年度急激に増えたとか、何かそういう当局としては何か分析がされているのか、それともただ単に利用者数が増えたということになっちゃっているのですけれども、使いやすくなって増えたのかとか、単価が上がったのかとか明確な分析をしていただいたほうがいいと思うのですけれども、それは次の決算のときに決算審査でまたやらなきゃいけないことなのですけれども、それについて内容の分析というのはちゃんとこれはしていただけるのかどうかお伺いをさせていただきます。

- **柴山こども福祉保健部担当部長** 御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思うのですが、ただ、やはり全体的なトレンドとして、やはり発達障害というような形の、今回の議案関連の中でも御答弁をさせていただいたとおりでございますが、それだけ社会的な認知といいますか保護者の皆さんの御意識が広まってきて、ニーズが増えたというようなところが一番大きなところではございますけれども、そういったところを踏まえて、ただ、やはり我々の見込みが少々甘いというようなところもございまして、そういった全体的なトレンドは押さえて今後とも対応していきたいというような形では考えてはおります。

- **横山勇太郎副委員長** 利用回数は明確に多分出るはずなので、それでちょっと、単価を、そういうのも出

していただいて、柏原委員が請求した資料に追加で載せていただいたりとか、割と細かい部分を私はこれを知りたいので、資料のほうを充実していただくようお願いします。

この補正については、私は何も異論がございません。賛成です。

- **大岩真善和委員長** よろしいですか。

じゃあ、私からも、結局、金額が大きい部分で、こういう項目で挙げられていますけれども、これ以上の説明を求められた場合に、市民のほうからも求められる場合があると思うので、やっぱりちゃんと聞かれたときにこれこれこういう理由です。この、予算の審議ですから、これでこういうことに使いたいのでどうですかというやっぱり説明は必要だと思いますので、その点は今後よろしく願います。

それでは、他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** それでは採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大岩真善和委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については、原案可決と決定いたします。

◎ 寄附受納について

- **大岩真善和委員長** 次に、報告事項に入ります。

寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **福嶋こども青少年局長** 寄附受納について御報告いたします。お手元の資料、寄附受納についてを御覧ください。御報告1件でございます。

地方創生応援税制企業版ふるさと納税による親と子のつどいの広場事業に対する寄附金で、寄附者はダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社様です。寄附金額は現金100万円です。受納年月日は、令和8年1月13日です。今回の寄附金は、親と子のつどいの広場事業の財源として活用させていただきます。

御報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

- **大岩真善和委員長** 報告が終わりましたので質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 閉会宣告

- **大岩真善和委員長** 以上で、こども青少年局関係の審査は終了いたしました。

本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

次回の委員会日程ですが、2月16日月曜日午前10時より委員会室3において開会いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

- **福嶋こども青少年局長** 今日御説明した資料に一部誤りがございましたので、おわびして訂正をさせていただきます。具体的には、市第113号議案です。横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関

する条例及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての、配付資料を御覧いただければと思います。

具体的には、資料1枚ございますけれども、2番の改正の概要の(1)、その3行下にかっこで対象条例とございますが、その対象条例の名称が間違っております。具体的には、横浜市一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例と書いてあるのですが、運営に関する基準というのではなく設備及び運営の基準に関する条例でございます。

同様に同じ行で、横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関するということで、すみません、関するところが2回あるのですが、最初のほうの設備及び運営の基準に関する条例でございます。

同様にもう1か所です。その下の(2)の任用要件の見直しのところの同じく対象条例のところです。横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例という記載がございますが、設備及び運営の基準に関する条例の誤りでございます。

おわびして訂正させていただきます。

- **大岩真善和委員長** ありがとうございました。
- **横山勇太郎副委員長** 先ほど採決いたしましたけれども、改めてこれを採決し直さなくてよろしいのかどうか副市長の見解をお伺いします。
- **佐藤副市長** 資料の誤り、大変申し訳ございませんでした。今回こういう形で議案の条例の概要というか、改正の内容をまとめさせていただいたものではございますけれども、やはり条例の名称というのは最も基本的なものであるものでございますので、そこを誤ってしまったことに関してはおわび申し上げたいと思います。本当に誠に申し訳ございません。

これにつきまして、採決に関しましては、条例そのもの自体は、適切に上程はされているというふうに考えておりますので、そちらにつきましては議会の判断に、委員長に御判断いただきたいと考えております。

- **横山勇太郎副委員長** 私は、委員長に一任したいと思っておりますけれども。
- **大岩真善和委員長** 分かりました。御指摘いただいたとおり大変重要なところなので、再度ということは行いませんけれども、十分注意はされていると思いますので、それは今後ないようにしていただきたいのと、あと、やっぱり先ほど各委員からあったいろいろな指摘ですね、何に使っているのか、それが適正なのかという部分について、県の予算を使っているから全ていいことではなくて、何のために税金を使いとかそういうことは大変重要だと思うので、それは、やっぱり我々議員も市民の皆さんから、何でこれこういうことに使うのと聞かれたときに説明責任を求められますので、そのときに1行だけだとやっぱり分からないので、委員会の中で今回質疑をして深掘りをしている中で、やっぱりそれはちょっとよく分からないということになると大変難しいというか、大変よろしくないと思っておりますので、いろいろありますが今後はそれをしっかりと対応していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 午後0時22分